

第 7 号

2026
8月27日



SafetyMail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《令和8年7月末現在の人身事故》

	件 数	死 者	傷 者
本 年	1, 472	16	1, 768
前 年	1, 495	28	1, 802
増 減	-23	-12	-34

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65 歳以上をいう



	件 数	死 者	傷 者
本 年	470	10	222
前 年	487	18	251
増 減	-17	-8	-29

令和8年7月末現在、県内の交通事故発生状況は、前年と比べて件数・死者数・傷者数すべて減っています。

残暑期間の交通事故防止

● 運転前に体調確認を忘れずに！

注意力判断力の低下が事故を誘発します。

眠気や疲労を感じる前に、早めに休憩をとりましょう。また、体調が優れないときは運転を控えましょう。



● 燃料・水分はあらかじめ準備！

渋滞や事故により、予定していた場所で給油や休憩ができないおそれがあります。燃料は出発前に給油し、飲み物などの水分はあらかじめ用意しておきましょう。

● スピードは控えめに！

早く目的地に着きたいと飛ばしがちですが、スピードを出しても到着時間は大きく変わらず事故のリスクだけが増加します。『急がば回れ』の精神で、焦る気持ちを抑え、スピードを控えましょう。



● 運転に集中して防衛運転を実践！

運転中は運転に集中して周囲の危険を予測することが大切です。速度を抑えて心にゆとりある運転を心がけましょう。

～運転中に疲れを感じたら休憩をとりましょう～

◆本年8月中旬に交通死亡事故が連続発生◆

	発生日時	場 所	亡くなった当事者	事故の形態
1	8/11(火) 午後5時台	大津市 市道	70歳代女性 歩行者	普通貨物車×歩行者
2	8/14(金) 午前8時台	米原市 国道	90歳代女性 歩行者	普通乗用車×歩行者

交通事故はいつ発生するか分かりません！

～歩行者は常に相手から見えていないと念頭に～

ドライバーから『自分の姿は見えていない』と考え、
横断する前には安全な場所で一度止まって、
しっかり左右を確認しましょう。



運転中は運転に集中して、周囲の危険を
予測しましょう。また、速度を抑えてしっかり安全
確認をし、ゆとりある運転を心がけましょう。

～ドライバーは常に緊張感を持った運転を～

生活道路における自動車の法定速度引き下げ／

令和8年9月1日に改正道路交通法施行令
の施行により、生活道路における自動車の法定速度が
60km/h から **30km/h** に引き下げられます。

「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用
されるような中央線などが無い道路となります。
道路環境に応じて安全な速度で走りましょう。

詳しくはこちら！



【県警HP】



生活道路における自動車の法定速度引き下げ！！

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60km/h → 30km/h

▽ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▽

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車道通行帯が設けられている一般道路
- 2 道路の構造上又は標識・標示等により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 3 公道自動車専用道路のうち、本線車道及びこれに接する側道車道及び減速車線以外のもの
- 4 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hに指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考え、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。
TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp